

就労(予定)証明書

私立認定こども園等預かり保育料にかかる保護者補助金(満3歳児 課税世帯 第2子以降)申請用

【備考】

- ・外勤の方→お勤め先に記載してもらってください(自筆不可)。
 - ・自営業の方→ご自身が代表者の場合は、ご自身でご記入ください。
(親族が代表者の場合は、代表者または別の担当者をご記入ください。)
 - ・鉛筆や消せるボールペンでの記入、スタンプ浸透印の使用は無効です。
 - ・記載内容を修正する場合は、取扱者の訂正印を押印してください。※修正液での修正は認められません。
- ・本証明書は「私立認定こども園等預かり保育料にかかる保護者補助金」(満3歳児 課税世帯 第2子以降)申請のためのものとなります。「施設等利用給付認定」「教育・保育給付認定」取得用の書類として兼ねることはできませんので、ご注意ください。

※園児情報記入欄(必須)

園児氏名 (年 月 日生) 施設名 在園

下記の通り、補助開始希望年月日時点において月48時間以上就労していることを証明いたします。

1 全ての方が記載する欄

氏名	
本人住所	
就労先住所	
補助開始希望年月日	年 月 日
就労開始年月日	年 月 日

2 自営業の方のみ記載する欄

事業形態	経営主・配偶者が経営主・親族が経営・その他()
仕事内容	
添付確認書類	本証明書に併せて就労していることわかる客観的資料を提出してください。
店舗がある場合 (居宅内外)	開業届・登記事項証明書・営業許可証
店舗を持たない場合 (インターネット販売など)	事業の名称・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページのスクリーンショットなど
翻訳や制作活動をしている場合 (内職など)	請負契約書・納品書・請求書 など

事業者証明欄 ※外勤・自営に関わらず記入

世田谷区長 あて	証明日	年 月 日
事業所名		
代表者氏名		印
所在地		
電話番号	担当者	

就労(予定)証明書

私立認定こども園等預かり保育料にかかる保護者補助金(満3歳児 課税世帯 第2子以降)申請用

【備考】

- ・外勤の方→お勤め先に記載してもらってください(自筆不可)。
- ・自営業の方→ご自身が代表者の場合は、ご自身でご記入ください。(親族が代表者の場合は、代表者または別の担当者をご記入ください。)
- ・鉛筆や消せるボールペンで記入してください。
- ・記載内容を修正する場合は、訂正用紙を使用してください。
- ・本証明書は「私立認定こども園等預かり保育料」の申請にのみ有効となります。「施設等利用費」の申請には有効ではありません。

・1ヶ月分の就労時間の算出方法
(例)月の勤務日数が10日(休憩時間1時間・有給休暇含む)で、月の実働時間が60時間の場合
※実働時間には休憩時間を含めないでください。
休憩時間(10日×1時間)+実働時間60時間=1ヶ月分の就労時間70時間

※園児情報記入欄(必須)

園児氏名	世田谷 太郎	(令和2年10月10日生)	施設名	●●幼稚園	在園
------	--------	---------------	-----	-------	----

下記の通り、補助開始希望年月日時点において月48時間以上就労していることを証明いたします。

1 全ての方

原則として、入園した月の1日付けとしてください。
※令和5年度については、補助制度スタート日である令和5年10月1日以降の日付としてください。

氏名	世田谷 花子
本人住	世田谷区弦巻〇-〇-〇
就労先住所	世田谷区上馬△-△-△
補助開始希望年月日	令和5年10月1日
就労開始年月日	令和2年4月1日

2 自営業の方のみ記載する欄

事業形態	経営主・配偶者が経営主・親族が経営・その他()
仕事内容	不動産の管理業務
添付	書に併せて就労していることわかる客観的資料を提出してください。
店舗(居)	開業届・登記事項証明書・営業許可証
店舗を持たない場合(インターネット販売など)	事業の名称・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページのスクリーンショットなど
翻訳や制作活動をしている場合(内職など)	請負契約書・納品書・請求書 など

事業者証明欄

【外勤の方】
就労先にて記載してもらってください。
保護者様ご自身が記入されている場合は無効になります。

【自営業の方】
上記証明内容に整合性がない場合や、虚偽の申告を行った場合は無効になります。

世田谷区	証明日	年	月	日
事業所名				
代表者氏名	印			
所在地				
電話番号	担当者			